

Title	空戦法規序論 (三、完)
Sub Title	
Author	前原, 光雄(Maehara, Mitsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1934
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.13, No.1 (1934. 3) ,p.53- 74
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19340330-0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

空戦法規序論(三、完)

前原光雄

一 空戦法規の意義

二 空戦の發生及び發展

イ 世界大戰前

ロ 世界大戰

(1) 佛・白に對する空襲

(2) 英國に對する空襲

(3) 伊露に對する空襲

(4) ドイツに對する空襲(以上十二卷第二號)

三 空戦の合法性(十二卷三號)

四 空戦法規の獨立性

五 空戦法規の現狀

空戦法規序論

四 空戦法規の獨立性

吾々は、戰時に於て航空機の使用を許すならば、即ち空戦を合法なる交戦の一手段と認めるならば、空戦を規律すべき法規を必要とすることは云ふを俟たない。然し、この空戦法規は、既存の陸戦或は海戦法規の一部を成すべきものであるか、或は陸戦又は海戦法規の一を準用し、或は其双方を準用すれば足りるものが、それとも空戦には、陸戦法規又は海戦法規等とは獨立した、別個の法規の存在を必要とするかは考究の餘地ある問題である。

この點に關する從來の學説は、これを三個に區別することが出来る。第一説は、空戦に對して海戦法規を準用せんとするものであり、第二説は、陸戦に附隨する空戦には陸戦法規を、海戦に附隨する空戦には海戦法規を準用せんとするものであり、第三説は、空戦を陸戦及び海戦とは獨立した、固有の戰鬪行爲と認め、従つて、固有な空戦法規の必要を説くものである。以下に於て、これ等諸説の當否を検討する。

第一説——空戦に對して海戦法規を準用せんとする著名な學者にはフォーシーユがあつた(51)。この説は、一見すれば苟に合理的な觀がある。即ち、航空機は空中を航行する船舶であつて、船舶の如くに、國籍を有し、又軍需品・傷病者の輸送、敵機との交戦等、海上の船舶と極めて多くの類似

點を持つてゐるからである。又更に些細に檢するならば、敵國の商業は海上捕獲法に従つて航空機によつても容易にこれを行ふことを得るし、私人の有する航空機は、交戰國の必要に基き、これを徵發して使用し得、戰爭終了の後に於ては返還し得る。以上の如くに、航空機は、其性質に於ても、又其使用目的に於ても、船舶と共通する多くの點を有するのであるから、空戰に對して海戰法規を準用せんとすることも理由の無いことではないが、航空機によつて行はれる空戰と海戰とを比較するならば、一面に於て類似すると同時に、又反面に於ては、兩者の間には非常な相違點の在ることを看過してはならない。例へば、交戰方法に於ても、海戰は専ら平面的に、主として軍艦の備砲によつて行はれるものであるが、空戰は敵機と平面的に交戰すると同時に又爆撃によつて立體的に活動する。更に交戰區域の點に於ては、兩者の相違は餘りにも明白である。軍艦の海上に於てのみ活動し得るに反し、航空機には海・陸の區別は無い。彼等は其欲するまゝに海より陸に、又陸より海へと自由に其活動舞臺を移動し得る。のみならず、航空機は、或場合に於ては、陸軍と緊密な聯絡の下に陸軍司令官の命によつて活動する。一例を挙げれば、進軍する敵部隊の前方或は後方より、低空飛行を行ひながら機關銃の猛射を浴せる場合の如きは、恰も歩兵部隊としての活動である。この様な場合に、かゝる航空機に對して、海戰法規を準用することは、餘りに事實を無視するの觀があ

(56)

る。更に又、航空機には從來の陸海軍の力を以てしては、爲し得ざるが如き行動も可能である。これは世界大戦の實例に徴しても明かなことであつて、この様な航空機の活動を海戦法規を以て規律することは不能であると言はねばならない。何となれば、海戦に於て到底起り得ない事柄に對しては海戦法規其ものが存在しないからである。例へば、敵軍の爲に包圍せられた都市に味方の航空機が食料品を落下して被攻圍軍を援助するが如き場合がそれである。一九一四年に露軍の爲に包圍せられたプゼミスル (Przemysl) 現在にはポーランドに、奥軍の飛行機が機上より罐詰等の食料品を投下し、又西部戦線に於ては、本隊との聯絡を遮斷せられて孤立に陥つた味方に、飛行機を以て糧食を運搬したことは度々であつた。一例を挙げれば、一九一八年十月に、本隊との聯絡を遮斷せられ、フーネールムト (Houthoulst) の森に在つたベルギーの一隊に、飛行機を以て十三噸の糧食が輸送せられたることである(57)。

以上の如く、空戦の全部に海戦法規を準用せんとすることは事實上不能であり、又よし不能でないとするも、具體的な事實に適合しないものがある。これと同様な非難は、空戦法規を陸戦法規に従屬せしめんとすることに對しても向けられるべきである。たゞ、茲に注意すべきは、空戦に對しては、其如何なる部分に於ても、陸戦或は海戦法規を準用すべきではない、と説くのではなくして、

空戦を全面的に、陸戦法規或は海戦法規等によつて規律し、或はこれ等に從屬せしめることが不當であると云ふのである。

第二説——この説は、既述の如く、陸戦法規と海戦法規とを、其場合／＼によつて、空戦に準用せんとする主張である。この説の代表者として、他説を主張する者より攻撃の矢を集中せられる者に、メリニャック、ローラン及ビロールラン三教授がある。先づメリニャック教授の言を借れば「空戦は、陸戦に從屬するか或は海戦に從屬するかによつて、陸戦か海戦かに同化させ、人及び物に對してそれ等の法規を適用する」⁵³。「空戦は、少なくとも現状に於ては、他の戦争の如くに、基本的なものでなく、又獨立したものでなく、交戦國の陸戦か海戦かに從屬してゐるものであつて、基本的な戦争に從屬するものとしての性質に從ふべきものである」⁵⁴としてゐる。更に、アルベリック・ローラン教授は、「特別な法規のない場合には、空戦は、陸上で敵對行爲が行はれる場合には陸戦法規を、海上で行はれる場合には、海戦法規を適用する必要がある。En l'absence de règles spéciales, il faut appliquer à la guerre aérienne, si les hostilités s'accomplissent au-dessus de la terre, les règles de la guerre terrestre et, si elles s'accomplissent au-dessus de la mer, celles de la guerre maritime」⁵⁵。

この兩氏の所説を觀るに、メリニク教授の著は、大戰前及び大戰初期、即ち一九一二年及び一四年のものであつて、若し教授が、少なくとも世界大戰の洗禮を受けた現在に於ても、依然として、上述の様な主張を抱くか否かは疑はしい。即ち、それは世界大戰が氏の様な主張は、事實と合致しないことを斷證したからである。獨立した空軍が、陸海軍を隔れて、空軍としての目的と、使命と、従つてその存在理由を持つ現狀に於ては、「空戦が陸戦か海戦かに從屬する」ことを空戦法規適用の根據とする説は、全く其根底を失ふからである。これに反し、ローラン教授の説は、より合理性を持つてゐる。同氏は、既に其原文が引用せられてある様に、「特別な法規無き場合には」空戦には、陸上での活動には陸戦法規を、海上での活動には海戦法規を準用せんとするものであるから、實證國際法的理論としては、卓見を以てすれば、誤れる主張とは云ひ得ない。即ち、空戦法規の殆んど全部を缺如する現行國際法上の問題として、空戦を無法律の状態に置くことを避けんとする爲には、一定の立脚點に基いて、既存の國際法規を準用するか、或は新法規を設定するか以外には道はなく、而も新法規の存在しない現在では、教授の主張する様に、既存の法規を準用するより他に方はない。たゞこの場合に於て、既存の戰爭法規準用の根據を何れに求むべきかは議論の餘地があるであらう。それ故に、氏を以て獨立した空戦法規不要論者の列に加へて非難するのは當らない。

第三にロールラン(Rolland)教授の説くところによれば、「少なくとも現在の戦争に於ては——世界大戦——空中に於ける活動は、殆んど全く他の活動と獨立してゐるものではない。却つてそれ等は陸海軍の活動と密接に結びつけられて、それを準備し、完成し、支持するものである。……各國參謀本部の解釋によれば、空中に於ける活動は、陸戦或は海戦に結び着けられてゐる。それは一種の從屬物となつてゐるのである」(56)。この見解は不當であることは、既述の航空機の性能に照して知り得る。氏の主張する様に、空軍は陸海軍の活動と密接に連絡を保つて、互ひに其行動を援助して、友軍の戦勝を獲る爲にも勿論活動するであらうが、「空軍が殆んど全く獨立して活動しない」と云ふことは事實に反する主張である。世界大戦の經驗は氏の如き主張の誤りであること證明するに餘りがある。

即ち、翻つて世界大戦の實例を観るに、ドイツは、水上機は軍艦と看做して海戦法規を適用することを主張した。例へば、一九一四年八月二〇日のオランダに對する通牒及び一九一五年一月一九日のアメリカに對する通牒に於て、水上機は海上を目的とするものであつて、一九〇七年一〇月一八日のヘーグ條約第一三の第一四條及び第八條の適用せらるべきものなることを主張した。然し、オランダは一九一四年九月一日、アメリカは一五年一月二九日に、水上機及び陸上機は、それぞ

(60)

れ海の乗物及び陸の乗物であるとの主張を認めず、それ等には必要に基き海戦法規或は陸戦法規を適用する必要あることを認めるが、これ等は、一般の性質上、特別な性質を有するものなることを述べた(57)。

以上述べたところによつて知る如くに、空戦に陸戦法規及び海戦法規の双方を、其必要に應じて適用せんとする説は、或は第一説に優るかも知れないが、然し、この説も理論上並びに實際上に於て欠陥がある。第一に理論上に於ては、事實上陸戦及び海戦と分離し獨立して、陸戦及び海戦よりはより、廣範圍に亘つて發展し、展開せられる空戦を、陸戦か或は海戦かの一に包含せしめて、それに附隨する、從屬的活動と看做すことは、不當である。現在では、空軍の活動は常に陸軍又は海軍に從屬して行はれるものではない。空軍が、或場合に於ては、勿論陸海軍と協力して、共同動作を執る場合はあるが、それは空軍活動の全部ではない。従つて、この第二説は、空戦の特殊な性質を認めない點に於て理論上の誤りがある(58)。假りに航空機を水上機及び陸上機に分つて、水上機には海戦法規、陸上機には陸戦法規を準用せんとしても、この様な主張は何等意味を爲さない。何となれば、水上機必ずしも水上を飛行せず、又陸上機必ずしも陸上をのみ飛行しないからである。それ故に、航空機の構造上よりこれを二分して、各々異つた法を適用せんとする如きは便宜以外の合

理的理由は無い。のみならず、陸上に活動する水上機に、海戦法規を適用するが如きは、常識的に観るも滑稽である。更に又、陸軍に従屬して活動するものに陸戦法規、海軍に従屬して活動するものに海戦法規を適用せんとする説の如きも、空戦を規律するには不充分である。何となれば、既述の如く、空軍そのものが固有の目的を以て、陸軍にも海軍にも従屬せず、獨立して行動する場合に、何れの法規をも適用し得ないことになるからである。加之、一度び陸戦に参加した飛行機が直ちに長驅海上に飛んで、海戦に参加することは、決して不能とは斷言出来ない。この場合には、同一機が陸戦法規と海戦法規とを、同時に二重に適用せられることになる。而も陸戦法規と海戦法規とは、其内容を異にする。この兩法規を矛盾なく適用し得る場合も勿論有り得ようが、又矛盾なくして兩者を適用し得ない場合も有り得る。この様な場合には、右に述べた標準によつて、陸戦及び海戦法規を適用することは事實上不能と云はねばなるまい。

これ等の點を觀察するならば、空戦を陸戦及び海戦に吸収しようとする諸説は、理論上に於ても、又實際上に於ても不當である。空戦は其性質、目的、交戦方法等よりして當然に、陸戦及び海戦法規より異つた特殊な法規を必要とするものである。このことは、世界列國の空軍の現情よりして、當然に要求せられることである。即ち空軍が、陸海軍と並んで、獨立の一戦鬪單位として、獨自の

(62)

活動範圍と、使命と、目的を持ち、又其活動方法に於ても全然別個なものである限り、これに對して新法規を要求することは必然と云はねばならない。この要求を滿す爲には種々の方法が有し得るであらう。一定の基準に立つて、既存の陸・海戦法規を準用し、それ等の不足するところ、殊に航空機独自の活動方法に對しては新立法によることも可能であらう。或は又、かゝる斷片的な方法を捨て、空戦法規の全般に亘つて、統一的な法典を作成することも一方法である。法規の明確な點に於て後者の方が望ましいことは勿論である。

- (15) P. Fauchille, *Le domain aérien et le régime juridique des aérostats*, 1901 (R. G. D. I.) p. 432 et suiv. 上述のハ
オーシーンの主張は氣球のみが實用に供せられた時代の説であつて、その立論は事の氣球が目的とせられたる。其後
に於ける航空機の發達、殊に世界大戰に於ける活躍を目撃した彼は、氣球を同様な態度は執らなう。彼は空襲の特異性を認め、
其點に關して獨り法規の必要を説く (Fauchille, *droit international*, livre 4, p. 604)
- (16) A. Rolin, *Le droit moderne de la guerre*, T. II, 1921, p. 425-28. Spaight, *Air power and war right*, 1924, p. 32-33.
- (17) Métrignac, *Le domain aérien privé et public et les droit de l'aviation en temps de paix et de guerre*, 1914 (R. G. D. I.) p. 228-30.
- (18) Métrignac, *Traité de droit public international*, 1912, 3me partie, p. 310.
- (19) A. Rolin, *op. cit.* p. 425.
- (20) Rolland, *Les pratiques de la guerre aérienne dans le conflit de 1914 et le droit des gens*, 1916, p. 510 (R. D. I. P.)

(25) P. Fauchille, *Traité de droit international public*, livre 4, p. 604.

(26) Garner, *La législation internationale de la guerre aérienne*, 1916, p. 381 (R. D. I. P.).

五 空戦法規の現状

以上に於て、私は、空戦の歴史的發展と、現行國際法では少なくとも空戦は非法法ではないこと、及び空戦の特殊性について述べた。この様な性質を持つ空戦を規律する爲の現行國際法規は、如何なる状態に在るかを述べて、この序説を終り度いと思ふ。空戦法規の不完全な状態については、讀者は既に想像せられたことであらうが、順序として、空戦法規の成立、成立への努力及び失敗、空戦に準用し得る陸・海戦法規等を歴史的に敘述することにする。

(1) バリー宣言(一八五六年)

バリー宣言は云ふまでも無く、海戦法規に關するものであつて、空戦には形式的には無關係であるが、空戦法規の缺陷を既存の陸・海戦法規を準用して補充するといふ意味で、バリー宣言は空戦に準用せらるべき可能性のある法規である。従つて、これは勿論必然的な空戦法規を成してゐるのではなからう。

(43)

同宣言の第二及び第三によれば、「局外中立國の旗章を掲げる船舶に搭載した敵國の貨物は、戦時

禁制品を除く外拿獲し得ないこと、及び敵國の旗章を掲げる船舶に搭載した局外中立國の貨物は、戦時禁制品を除く外拿獲し得ない」ことを定めてゐる。この規定を空戦に準用して、中立機に搭載する敵國の貨物、及び敵機に搭載する中立國貨物の中で、戦時禁制品のみを拿獲し得ると認めることは不可能でないのみならず、一九二三年のヘーグの空戦法規案第五六條末項も「捕獲審檢所ハ航空機若ハ其載貨、又ハ航空機上ニ在ル郵便信書ノ捕獲ニ關スル一切ノ事件ヲ審檢スルニ當リテハ、商船若ハ其載貨、又ハ商船内ニ在ル信書ニ對スルト同一ノ規定ヲ適用ス」と定めてゐる。これによつて觀ても、パリ宣言中の上述の規定は、空戦に準用することが可能であることを知り得る。

(2) 傷病者の保護に關するジュネーヴ條約

戰場に於ける傷病者の保護に關するジュネーヴ條約、即ち、最初一八六四年に締結せられ、其後一九〇六年及び一九二九年の二回の修正を経たこの條約は、元來陸戰の爲に作られた條約であるが、この條約の規定も空戦に適用し得る充分の可能性があるし、又適用さるべきが當然である。ヘーグの空戦法規案に於ても、この條約を充分承認して立案した跡を認めることが出来る。例へば、第七條の規定によれば「一九〇六年ノジュネーヴ條約及ビ前記條約ヲ海戰ニ應用スル條約(一九〇七年ノ第十條約)中ニ定メラレタル原則ハ、空戰及ビ救護航空機ニ之ヲ適用スベシ、交戰國指揮官ガ救護

航空機ニ對シ行使スル監督ニツキ亦同ジ……」と規定して、赤十字條約を空戰に適用することを認めてゐる。

(3) セントペテルスブルグ宣言(一八六八年)

一八六八年のセントペテルスブルグ宣言は、陸戦法規としては一般に認められるところである。この宣言の内容は、云ふまでもなく「量目四〇〇グラム以下の爆發性又は燃燒性の物質を充てた發射物の使用」を禁止したものであるが、この様な發射物の禁止を空戰に準用し得るか否かは極めて疑はしき。或學者例へばフォルクマン(Volkman)の如きは、この規則の空戰への準用を主張してゐるが、實行が不可能であるのみならず、ヘーグ案でも第一八條で明瞭に、この規定の適用を排除してゐる。即ち「航空機ニヨリ又航空機ニ對シ、曳尾彈、燒夷性又ハ爆發性ノ發射物ヲ使用スルコトハ之ヲ禁止セズ。本規定ハ一八六八年ノセントペテルスブルグ宣言ノ當事國及ビ然ラザル國ニ對シテ均シク之ヲ適用ス」と規定してゐる。

(4) ヘーグ平和會議(一八九九年・一九〇七年)

一八九九年のヘーグ會議は、空戰に關する法規の設定が事實上國際會議の討議の目的となり、其結果として、空戦法規の或ものが定立せられたことに於て劃期的の意義を持つものである。空戦法

(66)

擬として先づ、第一回の會議で成立したものの中で、最も重要なものは、輕氣球から爆發物を投下することを禁止した宣言である。それによれば、「締約國ハ五ヶ年ノ期間ヲ以テ、輕氣球或ハ其他ノ之ニ類似スル新方法ヲ以テ投射物又ハ爆發物ノ投下ヲ禁止スルニトテ約ス」Les Puissances contractantes consentent, pour une durée de cinq ans, à l'interdiction de lancer des projectiles ou des explosifs du haut de ballons ou par d'autres modes analogues nouveaux」云々のである。この宣言は、第二回の平和會議に於ても、この宣言の内容は繼承せられ、第一回會議の宣言中の「五ヶ年の期間」の代りに、「第三回會議の終了まで pour une période allant jusqu'à la fin de la Troisième Conférence de la Paix」と改められただけである。この規則は、其内容に於ては極めて重要なものであるが、世界大戰の實例が示す様に、全く實際上では無視せられ、空中爆發を全般的に不法呼ばはりする國は事實上無かつた。其理由の一は、勿論、平和會議のこの宣言が、世界大戰參加國に對して法理上拘束力を持たなかつたのに據るのであるが、然し、一面から觀るときは、航空機よりの空中爆發を禁止することは、兵器としての航空機の機能の九十パーセントを奪ふこととなるので、この様な規定は、よし交戰國の全部が批准し、從つて法理上有效な條約が成立してゐる場合でも、國家の危急存亡の際には實施が困難である。従つて、現在では空中爆發を禁止したこの宣言は、現行

交戦法規としての存立は一般に認められてゐないので、一片の死文と化してしまつた。

第二に、ヘーグ宣言中で更に空戦と重要な關係を有するのは、毒瓦斯の使用禁止に關するものである。同宣言は「締約國の望望セシムベキ瓦斯又は有毒瓦斯ヲ散布スルヲ唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ各自ニ禁止ス。Les Puissances contractantes s'interdisent l'emploi de projectiles qui ont pour but unique de repandre des gaz asphyxiants ou délétères。」と云ふのである。この宣言も條約加盟國間に於てのみ適用せられる結果として、世界大戰に效果を有しなかつた。然し、この條約批准國は強國の大部分を包含してゐる故に、有力な條約であることは勿論であるが、毒瓦斯の攻撃的武器としての絶大な威力の前に、條約の誠實な遵守が、保障され得るか否かと事實問題としては疑問の餘地はあるが、法理上、少なくとも締約國間には重要な空戦に關する法規であることに變はらなす。

第三に、ヘーグ會議の成果として最も重要な法規がある。それは「陸戦の法規慣例に關するヘーグ條約」第二五條の規定である。第一回の平和會議では、矢張り第二五條で、「防守セザル都市、村落、住宅又ハ建物ハ之ヲ攻撃又ハ砲撃スルコトヲ得ズ。Il est interdit d'attaquer ou de bombarder des villes, villages, habitations ou bâtimens qui ne sont pas défendus。」と規定したが、「第二

同會議では、種々の議論はあつたが、結局、矢張り第二五條に於て、「防守セザル都市、村落、住宅又ハ建物ハ、如何ナル手段ニヨルモ之ヲ攻撃又ハ砲撃スルコトヲ得ズ」と、*par quelque moyen que* *8801*の文句を挿入しただけであることは既に述べた。この挿入句は勿論航空機よりの爆撃を考慮した結果であつて、この規定は前二者と其性質を多少異にして、ヘーグ條約の調印國と否とを問はず、既に國際慣習法として成立してゐるのであつて、總ての國家を拘束すると觀るのが一般の見解である。従つて、この規定は、少くとも現在では、空戦法規中で最も有力な根據を以て有效を主張し得るもの云はねばならない。

以上の外に、大戰前に於ては、一九一一年のマドリッドの萬國々際法學會の會議で、空戦に關して知名の國際法學者の間に論議せられたが、何等の成果を收め得なかつたことは既に述べた通りである。右の様な次第で大戰前途には、交戦國の全部を拘束する様な一般的な空戦法規は殆んど皆無であつたから、空戦に關する限り、全く無統制の下に交戦が行はれ、各國は互ひに、漠然と、人道違反等の名目を持つて相手國の攻撃を非難する他はなかつた。

大戰後に於てすらも、各國の大戰で得た苦驗も、未だ各國を驅つて、空戦法規の確立に參ぜしめるには至らなかつた。この事實は最も明瞭に一九一九年の國際航空條約中に示されてゐる。同條約

は云ふまでもなく、平時の國際航空に關するものであるが、其第三八條には、「本條約ノ規定ハ戰時ニ於テハ締約國ノ交戰國又ハ中立國トシテノ行動ノ自由ニ影響ヲ及ボスコトナカルベシ」として、恰も戰時に於ては、各國は全く自由に振舞ひ得る様な語勢を示してゐることは遺憾である。この國際航空條約に基く、航空法律委員會 (Comité juridique de l'Aviation) の一九二一年の會合がモナコで行はれた際にも、空戰法規の問題が論議せられたが、何等の實果をも收め得なかつた。

(5) 第五回航空法律委員會々議(一九二二年)

第五回の航空法律委員會々議は、一九二二年ブラークに開催せられた。この會議に於けるブラーク大學教授ホプザ(Hobza)教授の提案は、空戰法規に關して注目し値するものがある故に、以下に於て、これを要約する。

A 航空機に對する一般市民の保護

- (a) 重要な軍事的性質を持つ目的の都市、町村、及び建築物に對する爆撃の禁止、
- (b) 先づ最初に攻撃を開始し或は實力によつて抵抗しない商船に對する空襲の禁止、
- (c) 航空機の特性に基く制限に従ひ、海戰法規の條件を以て、商船に對する臨檢、捜査の權を航空機に認めること。

B 人道に基き善敵手段の制限をすること、

(a) 病院及び病院船に對する空襲の禁止、

(b) 毒物及び有毒武器の使用禁止、

(c) 不必要な苦痛を與へる武器、彈丸或は方法の禁止、

C 戦争法規の統一、敵機及び中立機の概念の確定、軍用機及び商業機の識別記號、商業機を軍用機に改變すること及び其反對の場合、戰時禁制品、其他、

D 有效なる制裁方法によつて、合意の上で成立した規範の維持を保障すること。其方法としては、空戦法規違反者を國際刑事裁判所で訴追し、處罰することが必要である。

この會議に於ても、矢張り空戦法規の成立は見られなかつた。そして、空戦法規案の作成せらるべきことが決議せられたに過ぎなかつた(66)。

(6) ワシントン會議(一九二二年)

一九二二年十二月十一日から二二年二月六日に亘つたワシントン會議は、世界の主要海軍國の海軍縮少を主なる目的としたことは云ふまでもないが、この會議に於ては、潜水艦及び毒瓦斯に關しても條約が成立し、又空戦法規についても同會議に於て論ぜられた。のみならず、各方面より空戦

法規定立及び空軍縮少の必要が叫ばれたのであるが、空軍の縮少に關しては、軍用機の縮少と同時に商業機の縮少を行はないときは、軍用機のみ縮少は無益であるとのアメリカの意見が勝を占めて失敗に歸し、空戦法規の定立に關しては、アメリカは大統領の名に於て、二回のヘーグ會議の結果たる戰爭法規並びに海戦法規を基礎とした案が提出されたのであるが、法律家委員會の決議は、「戰爭に於ける航空機の使用は、新空戦法規の定立を必要ならしめる」といふ、内容空虛な決議を残した他に何等の實際的效果をも收め得なかつた。

なほ、この外に、新交戦法規の研究に關する決議が爲された。それによれば、英・米・日・佛・伊の五ヶ國は、「各國より二名の代表者を出して、一九〇七年の平和會議以後に發達した新武器の使用の結果として起る攻防の新方法に適する様に現實國際法を修正すること」であつた⁽⁷¹⁾。この決議に基いて、潜水艦及び毒瓦斯に關する五國條約が成立したが、航空機に關しては、其後ヘーグで空戦法規案が作成せられたことは、後述する。

さて、潜水艦に關する規定は暫く措き、毒瓦斯の使用禁止に關する規定は、空戦にも重大な關係を持つ法規である。同條約第五條の規定によれば、「窒息性、毒性又ハ他ノ瓦斯及ビ一切ノ類似ノ液體、材料又ハ考案ヲ戰爭ニ使用スルコトハ、文明世界ノ輿論ニヨリ至當ニ非難ヲ受ケ且右使用禁止

(71)

ハ文明國ノ多數ヲ當事國トスル諸條約中ニ聲明セラレタルガ故ニ、署名國ハ右禁止ガ諸國ノ良心及
 ビ實行ヲ均シク拘束スル國際法ノ一部トシテ普ク採用セラレムガ爲、右禁止ニ同意スルコトヲ聲明
 シ……」とある。この規定は、もとより一般的な國際法規ではないが、一般的に毒ガスの使用を
 禁止する故に、航空機を利用して毒ガスを使用する方法も、締約國間に禁止せられてゐることは勿
 論である。

(7) ヘーグの空戦法規案(一九二三年)

ワシントン會議の前掲の決議に基き、一九二二年の十二月に、ヘーグに於て、空戦法規案作成を
 主な目的とする法律家委員會が開かれた。この委員會は、英・米・佛・伊・日に委員會開催地たるオラ
 ンダの委員を加へてものであつた。議長は、アメリカの委員ムーア(Moore)で、ワシントン會議に
 提出せられたアメリカ案に英國案を加味して、翌二三年二月に、空戦法規案(六十二ヶ條より成る)
 と、戦時無線通信取締規則(十二ヶ條)が成立した。これ等は法規案に過ぎないのであつて、現實國
 際法としてこの拘束力はもとより持たない。然し、この空戦法規案成立は、空戦法規を陸戦或は海
 戦、又は其双方への附屬的なものと観ず、陸戦法規及び海戦法規と並んでこれ等と同一の水準に在
 る獨立した法規として、法律家委員會が取扱つた點を注意しなければならぬ。更に又、この空戦法

規案は不完全なものではあるが、將來より完全な法規の定立に進む爲めの基礎を提供するものとして學問的にも、亦實際的にも價値あるものである。

(8) 窒息性、毒性又は其他の瓦斯及び細菌學的戰爭方法を戰爭に使用することを禁止する議定書(一九二五年)

一九二五年六月十七日に、毒ガス及び細菌學的戰爭を禁止する議定書が成立した。この議定書はワシントン會議の決議による毒ガス戰の禁止に、更に細菌學的戰を禁止したものであつて、現に批准國の間に於ては拘束力を有してゐるのである。批准國に關する限り、空戰に於ても、これ等の方法が禁止せられる。

x x x x

以上述べたところによつて明らかな様に、空戰法規の現状が如何に慘めなものであるかを知り得る。一般的な國際法規として空戰を規律し得るものは、陸戰の法規慣例に關するヘーグ條約第二五條だけである。これとても、同條約加入國以外に、當然に效力を持つものか否かについては議論の餘地が在り得るであらふ。何となれば、主として世界大戰に於てのみ經驗した空中爆撃が、慣習法を根據として、第二五條の效力を締約國以外の國に對して主張し得るか否かは、甚だ疑問であり得

(73)

るからである。其他の空戦に關係を持ち得る法規は、盡くが締約國をのみ拘束するものであつて、一般的國際法規は皆無の状態である。吾々が武器としての航空機の卓越する性能を思ふとき、各國が互譲と協力によつて、速かに空戦法規の確立に努力することは、戰爭が人類の社會に與へる必要な苦痛と慘忍の幾分を救ひ得ることゝなるであらふ。そして、それは同時に、一面に於ては、國際法の權威を増す所以ともならふ。なぜなら、國際法は、屢々その規定の不完全性が、國際法無視の口實を與へたからである。

(28) K. Volkman, Internationales Luftrecht, 1930, S. 113.

(29) H. Pohl, Luftkriegsrecht, S. 18.; Volkman, a. a. O. S. 121-22.

(30) Léon Archimbaud, La Conférence de Washington, 1923, p. 287.